

令和8年度「実施計画 兼 まちづくり達成状況報告書」（事務事業点検シート）

（１）総合計画上の位置付けと事務事業の背景・目的と目標

後期基本計画	施策の大綱	—	事務事業の背景・目的	事務事業の目標
	施策の目標	—	地方公務員法に基づき設置されている行政委員会で、３人の公平委員により構成されています。地方公務員の労働基本権が制限されている代償として、中立的な立場で職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設けられている機関です。 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員の不利益な処分についての審査をし、必要な措置を講じることを目的としています。	公正・迅速な対応が求められるため、確実な事務執行の体制の確保が必要で、要求や請求等に応じて適切に対応し、委員会の円滑な運営が図れるよう、事務局として委員を補助する。
	施策	—		
	施策内容	—		
	その他、拠法令及び分野別計画等	地方公務員法、常総市公平委員会設置条例、常総市公平委員会の組織並びに運営等に関する規則 ほか		
事務事業名		公平委員会		

（２）アクティビティ（活動・事業）とアウトプット（結果）

（３）インプット（投入）

No.	アクティビティ（活動・事業）		アウトプット（結果）			R 8 予算額	R 8 決算額
	活動名・事業名 （対象年）	R 8 活動・事業内容	指標名（単位）	R 8 目標値	R 9 目標値		
				R 8 実績値	R 10 目標値		
①	常総市公平委員会 （R8・9・10）	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。職員に対する不利益な処分についての審査請求を審査し、裁決、又は決定をする。職員からの苦情処理に関すること。その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務を処理します。	委員会開催（回）	1	1	427 千円	千円
②	全国公平委員会連合 （R8・9・10）	人事公平制度に関する調査、研究および資料の収集。支部、県連合会及び会員相互間の連絡並びに協力。会報、図書その他の資料の刊行。その他本会の目的達成上必要な事業。また、本部研究会、委員の表彰も行います。	出席（日）	2	2	49 千円	千円
③	全国公平委員会連合会関東支部 （R8・9・10）	1都7県関東支部の公平委員会をもって組織する。公平制度の調査、研究および資料の収集に関すること。公平委員会相互間の情報の交換に関すること。連合会との連絡及び調整に関すること。その他目的達成のために必要なこと。毎年1回総会を開催します。	出席（日）	2	2	33 千円	千円
④	茨城県公平委員会連合会 （R8・9・10）	茨城県内の公平委員会をもって組織する。公平制度の調査、研究並びに資料の収集に関すること。公平委員会相互の情報の交換に関すること。その他本会の目的達成のために必要と認めた事項。毎年1回、総会を開催し、委員の表彰も行います。	出席（日）	3	3	30 千円	千円
⑤						千円	千円
⑥						千円	千円
⑦						千円	千円
⑧						千円	千円
⑨						千円	千円
⑩						千円	千円

（４） アウトカム（成果）

成果に関連する上記（２）の活動名・事業名（No.）	指標名（単位）	指標の設定理由と目標値の根拠 （目標値を達成することにより市として何が達成されるか）	R 7 現状値	R 8 目標値	R 8 実績値	目標年度
						目標値
公平委員会	相談（件数）	職員の権利と保護の確立	1	0		令和 10 年度
						0

（５）目的・成果の達成に向けた点検・改善

業務の振り返り	改善の余地	今後の方向性
	☐ コスト	
	☐ 活動	
	☐ 成果	
	☐ その他	